

広島県告示第四百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第五十五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十四年広島県告示第四百七十三号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成二十九年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成二十九年八月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|---------------------|---|---------------------|---|
| 区 域 | 区 分 | 区 域 | 区 分 |
| 倉橋島区域（倉橋島漁業協同組合の地区） | <p>一 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、二そういわし船びき網漁業</p> <p>二 一に掲げる漁業以外の漁業</p> | 倉橋島区域（倉橋島漁業協同組合の地区） | <p>一 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、二そういわし船びき網漁業</p> <p>二 室尾地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>三 海越地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>四 鹿島地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>五 その他の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>六 一〜五に掲げる漁業以外の漁業</p> |